

平成25年度国民健康保険税率を改正します

国保会計の健全運営に向けてできることを

市においても、特定健診未受診者への訪問勧奨を引き続き実施することに加え、今年度は、近年医療費が増加している糖尿病対策に取り組みます。また、子宮頸がん・乳がん個別検査の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療による医療費抑制につなげます。また、ジェネリック（後発）医薬品利用差額通知を実施し、薬剤費の抑制を図るなど、健康増進対策と医療費適正化の努力を続け、国保会計の健全運営をめざします。

加入者の皆さんも日ごろからの健康管理に努め、医療費の伸びの抑制にご協力をお願いします。

あなたもできる医療費節約チェックポイント

- 定期的に健康診断を受けていますか？ 健診は病気の早期発見・治療に有効です。
- 一つの病気で複数の医療機関を受診していませんか？ 医療機関ごとに初診料等が請求されるばかりでなく、同じ検査や投薬で体に悪影響を与えることがあります。
- 緊急性がないのに時間外、休日、深夜に受診していませんか？ いわゆるコンビニ受診をすると初診料や再診料が2～9倍となります。
- ジェネリック（後発）医薬品を利用していますか？ ジェネリック医薬品は先発医薬品に比べて3～5割安くなる場合があります。

■平成25年度の国保税率

区 分	平成25年度（改正後）			平成24年度（改正前）		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
①所得割額（％）	7.6	1.9	1.7	6.9	1.7	1.5
②資産割額（％）	20.1	5.1	5.7	19.0	4.8	5.5
③均等割額（円）	24,200	6,200	6,900	23,000	5,800	6,700
④平等割額（円）	19,000	5,200	3,600	18,600	4,800	3,600
課税限度額（円）	510,000	140,000	120,000	510,000	140,000	120,000

〔医療分：基礎課税分〕〔支援分：後期高齢者支援金等課税分〕

〔介護分：介護納付金課税分（40歳～64歳）40歳になった月から、65歳となる月の前月まで介護分が課税。〕

- ①所得割額：（平成24年中の合計所得金額－33万円）×上表の税率
- ②資産割額：平成25年度の固定資産税額（土地・家屋分：共有財産を含む）×上表の税率
- ③均等割額：上表の税額×国保加入者数（被保険者数）
- ④平等割額：1世帯につき上表の税額

※低所得者の負担軽減を図るため、世帯主と世帯内の国保加入者の合計所得に応じて、均等割額・平等割額の7割・5割・2割分を減額する制度を設けております。

（ただし、未申告のかたは軽減を受けられませんので、申告をお願いします。）

■特定世帯・特定継続世帯における医療分・支援分の軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる世帯で、かつ国保の被保険者が1人になった世帯について、移行後5年間は平等割額を2分の1軽減し、その後3年間は平等割額を4分の1軽減します。

■世帯主に課税

国保税の納税義務者は世帯主のかたになります。世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯内に国保の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります。

■年度途中での国保資格の取得・喪失

年税額は所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額の合計額ですが、年度途中での社会保険離脱・加入など国保資格の取得・喪失がある場合は月割課税となります。

【問合せ】

■国保の医療費などについて

■国保税率について

市庁舎本館国保医療課 国保係 TEL0897-52-1447（直通）

市庁舎本館市民税課 国保税係 TEL0897-52-1274（直通）